

可児市立西可児中学校
保護者様

可児市立西可児中学校

警報発令時における対応について（お願い）

警報発令時の対応については、よく読んで対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 1 「特別警報又は暴風・暴風雪・大雨・洪水警報のいずれかが発令された場合」における対応についての原則は次の通りです。（※「特別警報」とは、最大限の警戒を要する警報です。）
 - (1) 生徒が登校する以前に警報（上記の警報）が発令された場合
 - ア 警報が解除されるまで家庭で待機させてください。
 - イ 始業時刻（8：15）の2時間前までに警報が解除された場合は、平常通り登校させてください。
 - ウ 始業時刻の2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を開始します。
 - エ 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合は、休業とします。
 - オ ただし、通学路の状況に危険が認められる場合は、学校独自の判断で、家庭待機、臨時休業等の措置をとる場合があります。
 - (2) 生徒が登校してから、警報（上記の警報）が発表された場合
 - ア 警報発表中又は警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とします。
 - イ 警報発表後に帰宅させる場合には、警報解除後を原則とします。その際、通学路の居住地域の安全を確認したうえで、帰宅させます。
 - (3) 生徒の登下校中に、警報（上記の警報）が発表された場合
 - ア 原則として、発令を知った時点で学校又は自宅の近い方に行くように指導をします。
 - イ ご家庭でも日頃から、通学路における非常時の行動の仕方を指導しておいてくださるよう、お願いします。
 - (4) 警報（上記の警報）の発表が予想される場合
気象状況（台風の位置、規模、進行状況、速度等）、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、校長又は教育委員会が警報発表に先立って、休業や授業の打ち切りを決定することがあります。その場合は、防災無線、すぐメール等で連絡をします。
- 2 警報には次のようなものがあります。
 - (1) 特別警報 (2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報 (4) 大雨警報 (5) 洪水警報 (6) 大雪警報
- 3 大雪警報が発表されている場合の対応について
可児市においては、大雪警報が発表されていても上記2の(1)～(5)の警報が発表されていない場合は、原則として平常どおり授業を実施します。市内全域が危険な状態と判断した場合は、教育委員会が自宅待機や臨時休業等の措置を講ずることがあります。

非常警報発令時の給食の対応について

給食の取扱について

- ・ 午前8時までに警報が解除された場合は、平常の給食を実施します。
- ・ 午前11時までに警報が解除された場合は、パンまたは米飯・牛乳程度の簡単なものを用意します。